

新型コロナウイルス感染症対策本部（第 62 回）

議事概要

1 日時

令和 3 年 4 月 23 日（金）18 時 31 分～18 時 53 分

2 場所

官邸 2 階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉
文部科学大臣 萩生田 光一
厚生労働大臣 田村 憲久
経済産業大臣 梶山 弘志
国土交通大臣 赤羽 一嘉
環境大臣 小泉 進次郎
内閣官房長官 加藤 勝信
国家公安委員会委員長 小此木 八郎
内閣府特命担当大臣 河野 太郎
内閣府特命担当大臣 西村 康稔
内閣府特命担当大臣 平井 卓也
内閣府特命担当大臣 丸川 珠代
基本的対処方針分科会会長 尾身 茂
復興副大臣 横山 信一
内閣府副大臣 赤澤 亮正
内閣府副大臣 ミッ林 裕巳
総務副大臣 新谷 正義
法務副大臣 田所 嘉徳
外務副大臣 鷲尾 英一郎
財務副大臣 中西 健治
農林水産副大臣 宮内 秀樹
防衛副大臣 中山 泰秀
内閣官房副長官 坂井 学
内閣官房副長官 杉田 和博
内閣総理大臣補佐官 阿達 雅志
内閣官房副長官補 滝崎 成樹
内閣官房副長官補 高橋 憲一
内閣広報官 小野 日子
内閣情報官 瀧澤 裕昭

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 大沢 博

4 議事概要

【厚生労働大臣】

直近の感染状況ですが、全国の新規感染者は、昨日 5,452 人、1 週間の移動平均では 3,502 人となっています。3 月上旬以降増加が続いており、新規感染者数の増加に伴い、3 月下旬以降重症者数も急速に増加しています。

影響が懸念される変異株の感染者の増加傾向が継続しており、スクリーニング検査による変異株の割合は、大阪、兵庫で約 8 割、東京でも約 3 割に上昇しており、急速に従来株からの置き換わりが進みつつあります。ただ、現段階では 15 歳未満で明らか感染拡大の傾向は見られていません。

専門家からは、大阪では、まん延防止等重点措置の開始から 2 週間が経過し、繁華街の夜間滞留人口の減少傾向が見られ、増加率も低下しているものの、新規感染者数の増加が続いており、今後も、感染者数、入院患者数、重症者数の増加が予想される。救急搬送の困難事例も増えており、医療提供体制は既に非常に厳しい状況にある。東京では、緊急事態宣言解除後夜間滞留人口が急増し、その後減少に転じたものの、20 代から 50 代の感染が拡大し、全体としても感染者数の増加率が上昇。繁華街の夜間滞留人口の減少は 20 時から 22 時のみで限定的であり、まん延防止等重点措置の効果はまだ明らかではなく、感染拡大の継続や急拡大が懸念される、といった分析を頂いています。

その上で、専門家からは、ゴールデンウィークの期間に感染を拡大させず、この機会を捉えて感染を抑える必要がある。特に感染が拡大している地域では、夜間の飲食の場に限らず、職場や部活・サークル活動などにおける対策、さらには、人流を低下させる具体的な対策に取り組むことが求められる。20 代から 30 代を中心とした感染拡大の傾向が全国的に見られている。この世代における感染拡大を抑制し、さらに高齢者層への感染の波及にも警戒が必要、といった御意見を頂きました。

改めて、感染拡大防止のための措置の強化をお願いすることになりますが、併せて、厚生労働省としては、医療提供体制や公衆衛生体制を確保し、重症者・死亡者の数を最小限に食い止めるため、医療人材の応援派遣の実施や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含めた、コロナ対応に必要な病床・宿泊療養施設の速やかな確保、健康観察業務の医師会への外部委託等による宿泊療養施設・自宅療養における健康管理体制の確保などに最大限取り組んでまいります。

【尾身会長】

分科会を代表し、本日の議論の結果を御報告いたします。

本日の分科会では、緊急事態宣言の公示案と基本的対処方針の変更案について諮問を受け議論いたしました。

まず、緊急事態宣言に該当するかについてですが、大阪府や東京都における感染を

下方に転じさせなければ、全国的かつ急速なまん延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると考えられ、緊急事態宣言発出の要件を満たすと判断いたしました。

その上で、緊急事態宣言の対象地域を東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とすること、また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に愛媛県を追加することを示した政府の公示案等に合意いたしました。

また、本日は、緊急事態宣言の解除の条件について、特に活発な議論がありました。

解除に際しては、これまで説明したとおり、感染状況がステージⅢに入り、ステージⅡへの安定的な下降傾向を見込めることが必要です。

また、医療のひっ迫の軽減がより重要になると考えられます。

政府におかれましては、緊急事態宣言中を通して、人と人の接触機会を減らすよう“強い対策”の実施とメッセージの発信を行うようお願いいたします。

その上で、5月11日に向けては、それまでに対策の効果を評価した上で次の対策を考えていただきたいと思います。

【西村国務大臣】

資料2、資料3を御覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

今ほど尾身会長から御紹介いただいたとおり、本日の基本的対処方針分科会におきまして、緊急事態宣言の発出、まん延防止等重点措置の追加について御了解を頂きました。さらに、これらの措置を実施すべき期間として、いずれも、4月25日から5月11日までの17日間、併せて、現在の措置の期間が5月5日までとなっている宮城県及び沖縄県についても、同じく5月11日まで延長することについて、御了解を頂きました。

全国的に新規陽性者数の増加が続いており、これに伴い、重症者数も増加し、大阪府・兵庫県では、多くの指標でステージⅣ相当であり、感染力の強い変異株の割合が約8割となる中で、連日新規陽性者数が高い水準で推移し、厳しい状況です。特に、病床の確保について極めて厳しい状況が続いています。国として、関係省庁の御協力をいただき、100人を超える看護師を確保した上で、今週から順次派遣を行うとともに、併せて、府県を支援して病床を増やしていくなど、医療提供体制の確保に万全を期すべく取り組んでいるところです。

東京都では、新規陽性者数の増加傾向が続き、いくつかの指標がステージⅣ相当であり、変異株の割合も約3割と上昇してきていること、5月にはほぼ変異株に置き換わると予測されていることを踏まえれば、今後、感染の急拡大もあり得ると懸念されております。

また、愛媛県においては、いくつかの指標でステージⅢ相当であり、特に松山市で新規陽性者数がステージⅣ相当に近い状況にあり、感染が県全体に拡大するおそれがあることから、まん延防止等重点措置を機動的に活用し、感染拡大を防止する必要があります。

これらを踏まえ、基本的対処方針分科会にお諮りし、御了解を頂いたところです。

この後、政府対策本部長である総理に緊急事態宣言を発出していただくとともに、まん延防止等重点措置に関する公示を行っていただきます。

資料5-1を御覧ください。

緊急事態措置宣言区域における取組を説明いたします。

1の飲食対策の徹底として、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対して休業要請、2の人流抑制として、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、イベントの原則無観客化、千平方メートルを超える生活必需関係等を除いた大型店舗に対する休業要請、交通事業者に対する平日の終電繰上げの要請、3のクラスター発生が増加している感染源対策として、テレワークや大型連休中の休暇取得の促進等による出勤者数の7割削減、現場での集団活動を伴う職場等での感染防止策の充実、学生等の部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛、4の医療提供体制の確保、5の飲食店一店一店へのガイドライン遵守の実地での働きかけといった対策を講じてまいります。

また、資料5-2のとおり、緊急事態宣言区域の隣接地域への感染のしみ出しを防ぐため、まん延防止等重点措置区域においても、酒類提供等の自粛や大型店舗への時間制限などを各県の判断で対策強化を可能としているほか、不要不急の外出自粛、飲食店への働きかけ、出勤者数の減少等については、緊急事態宣言地域と同様の措置に取り組んでいただくことといたします。

以上御説明した内容などを、資料4の基本的対処方針に盛り込み、変更することといたします。

国民や事業者の皆様には、大変な御負担をお掛けすることになりますが、この後、御説明いたします支援策も講じてまいりますので、是非とも御協力をお願いしたいと考えております。

国民の皆様命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しつつ、この集中的な取組により何とか感染拡大を抑えこんでいければと考えております。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【西村国務大臣】

資料6-1「新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像」について御説明いたします。

1ページ目①「事業主への迅速かつ円滑な支援」を御覧ください。

まず、緊急事態宣言措置を実施すべき地域において、休業要請等に応じていただいた飲食店に対し、事業規模に応じ、1日最大20万円の協力金を支給いたします。

また、人流抑制の観点から、休業要請に応じていただいた大規模施設等に定額の協

力金を支給することといたしました。具体的には、お手元の資料6-2を御覧ください。まず、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた集客力の高い大規模施設に対して、1施設当たり1日20万円を支給するとともに、当該施設において、テナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、1事業所当たり1日2万円を支給することといたしました。

次に、資料6-1の1ページにお戻りください。下から4つめの項目ですが、本年4月・5月の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の影響、こうした対象地域の飲食店の時短営業や、不要不急の外出・移動自粛の影響で、売上が半減した中堅・中小事業者に対し、月当たり上限として個人10万円、法人20万円を支援いたします。詳細は、梶山経済産業大臣から御説明いただきます。

次の項目ですが、地域観光事業支援について、追加措置として、前売り宿泊券等の発行にも使えるようにするとともに、宿泊事業者による前向きな事業継続への支援を新設いたします。詳細は、赤羽国土交通大臣から御説明いただきます。

さらに、3ページの(2)の通り、都道府県による事業者支援の取組を後押しするため、地方創生臨時交付金に特別枠を創設し、5,000億円の予算を確保することとしており、詳細は三ツ林内閣府副大臣から御説明いただきます。

このほか、全体として、所要の更新を行っております。

引き続き、重点的・効果的な支援策を迅速に実行し、事業と雇用、生活をしっかり支えてまいります。

【経済産業大臣】

この度、緊急事態宣言が発令され、飲食店に対する営業時間の短縮要請や、人流抑制の観点から外出自粛の要請や大規模施設に対する休業要請などを講じ、これにより厳しい状況に置かれる事業者に対し、政府として、経済支援策を実施することとされています。

こうした枠組みの中で、経済産業省としては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業等や、人流抑制により影響を受け、売上高が対前年又は対前々年比で50%以上減少した中堅・中小事業者に対し、1か月当たり法人20万円、個人事業者10万円を上限に給付する支援策を実施してまいります。

引き続き、関係省庁と連携しながら、制度の詳細を検討してまいります。

【国土交通大臣】

私の方から「地域観光事業支援における支援メニューの新設」について御説明いたします。

観光関連産業は、昨年末にGoToトラベル事業が停止されて以降、全国的に旅行の自粛等により、危機的な状況に置かれているところです。この間、全国32の県知事より県単位で実施する観光支援事業への財政的支援の要望を受けました。それを踏まえて、4月1日から、地域観光事業支援の措置を創設し、感染状況が落ち着いているステージⅡ相当以下と判断した都道府県が、県民による県内旅行の割引事業を行う場

合に、国が財政的に支援することとし、これまでに14県から申請があり、そのうち、秋田県、岩手県、高知県の3県に対して補助金の交付決定を行ったところです。

他方で、ステージⅢ相当以上の地域においては、本事業が活用できず、また、今般の緊急事態宣言の発出により、人流が一層減少することが想定されるため、本事業について、新たに2つの追加的な支援措置を設けることといたします。

1つ目は、宿泊事業者による前向きな事業継続への支援です。具体的には、感染状況に関わらず、全国全ての宿泊事業者を対象に感染拡大防止策の強化等に取り組む宿泊事業者に対して、その費用について本事業で支援することといたします。

2つ目は、都道府県が行う県内旅行に係る割引支援について、現在のステージⅡ相当以下の地域における県内旅行の割引については、その期間を5月末までから年内一杯まで延長いたします。さらに、緊急事態宣言の対象区域とされた都道府県を含め、県内旅行の割引事業を直ちに実施することが難しい地域において、将来的にステージⅡ相当以下に感染状況が落ち着いた後に利用できる前売り宿泊券に対する割引事業についても本事業の対象とすることにより、宿泊事業者のキャッシュフローの改善を図ることといたします。

なお、以上の支援措置とは別に、GoTo トラベル事業の再開時期については、感染状況を踏まえて、引き続き実施することを検討してまいります。

これらの措置により、全力で地域の観光関連事業者を支援してまいりたいと思っております。

【三ッ林内閣府副大臣】

緊急事態宣言の発出により、経済活動への影響が全国的に生じることが予想されます。その影響を受ける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援を着実に実施できるよう、地方創生臨時交付金の特別枠として、「事業者支援分」5,000億円を創設することといたしました。

この特別枠は、時短要請を行っていない地域においても、御活用いただくことが可能であり、全国知事会からの要望を踏まえたものとなっております。

飲食店への時短要請や大規模施設への休業要請に対する協力金と併せて、都道府県による事業者支援の取組をしっかりと後押ししてまいります。

【丸川国務大臣】

「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」から、近々御提言を頂く予定です。この研究会では、昨年の緊急事態宣言時の休校等が女性の就業や生活に関して大きな影響を及ぼしたということがエビデンスとして明らかにされております。緊急事態宣言の発令に伴う学校や保育園、相談窓口の対応については、格段の御配慮を頂きますようお願いをいたします。

また、提言の内容は、5月中を目途に取りまとめる女性活躍・男女共同参画の重点方針、さらには「骨太の方針」にも反映をさせたいと考えております。

厳しい状況に置かれている女性や女兒を誰一人取り残さないよう御対応をよろし

くお願いいたします。

【内閣総理大臣】

全国の新規感染者数は、先月以来、増加が続き、大阪、兵庫では、医療提供体制がこれまでにない厳しい状況にあります。また、感染力の強い変異株については、大阪、兵庫では感染者の約8割を占めており、東京においては約3割まで増えております。

こうした状況を踏まえ、本日、東京都、京都府、大阪府、兵庫県について、緊急事態宣言を発出することを決定いたしました。期間は4月25日から5月11日までであります。

また、まん延防止等重点措置について、この期間において、新たに愛媛県で実施することとし、宮城県、沖縄県についても5月11日までといたします。

今回の緊急事態宣言は、ゴールデンウィークの短期集中対策として、飲食の対策を強化するとともに、一旦人の流れを止めるための強力な措置を講じるものであります。飲食店において、酒類やカラオケの停止を要請します。デパートやテーマパークなどの休業を要請し、イベントやスポーツは原則無観客を要請します。テレワークや休暇により、出勤者の7割減を目指します。

影響を受ける方々の支援策も決定いたしました。資金繰りについて、大きな影響が出ている飲食、宿泊に加え、今回の対象となる小売や文化関係などについても、返済猶予や新規融資を積極的に行うよう、関係省庁から速やかに徹底をお願いします。また、飲食店や休業要請に応じた大規模施設、売上が減少した事業者については、協力金や一時金を支給いたします。

各大臣におかれては、本日の決定に基づき、職員のテレワークの徹底のほか、人の流れを抑えるべく所管する業界に働きかけるなど、感染を抑え込むために、全力を挙げていただくようお願いいたします。

以 上